

個人情報共同利用の取扱いについて

個人情報保護法では、健康診査事業等について事業主と共同して個人データを利用する場合には(1)個人データを共同利用する趣旨(2)共同して利用する個人データの項目(3)共同利用者の範囲(4)利用する者の利用目的(5)データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。

当組合では、共同利用の内容の公表を、当組合事務所への掲示、ホームページ等への掲載をもって行うことといたします。

〈当組合が事業主と共同利用する趣旨等は以下のとおりです。〉

1. 個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同して健診及び事後指導を実施することが、被保険者及び被扶養者等の健康管理を推進する上で効率的、効果的である為、共同利用として実施する。

2. 共同して利用する個人データの項目

(1) 被保険者

記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、資格取得日、資格喪失日、事業所コード、事業所名、事業所所在地、所属コード、事業所電話番号、定期健康診断データ、人間ドックデータ、精密検診（(1)胸部検査(2)血圧検査(3)心臓検査(4)腎臓検査(5)糖尿病検査(6)胃部検査(7)肝臓検査(8)高脂血検査(9)尿酸検査(10)血球検査）データ、採用身体検査、雇い入れ時健康診断データ、健康診査の受診医療機関名及び医師名、特定保健指導を含む各種保健指導対象者に係る保健指導種別・保健指導結果、健康ポータルサイト PepUp 登録情報、人間ドック受診・予約情報、資格確認書交付情報

(2) 被扶養者

氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、扶養認定日、削除日、資格確認書交付情報

3. 共同利用者の範囲

事業主、健康保険組合、産業医、委託先事業者

4. 利用する者の利用目的

被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための健診と事後の保健指導、健康相談等への利用及び事業の評価・分析並びに産業医等他事業者との情報交換。

5. データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事 (事業所) 事業主

〈当組合が健康保険組合連合会と実施している共同事業は以下のとおりです。〉

「高額医療給付に関する交付金交付事業」

1. 健保連との高額医療事業の共同実施について ユニプレス健康保険組合（以下「当組合」という。）と健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）では、健康保険法附則第 2 条に基づく事業として、組合に高額な医療費が発生した場合、その費用の一部を健保連から交付する事業を実施しています。その事業の申請のためには、①診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む。以下「レセプト」という。）については、電子レセプトの CSV 情報、もしくは紙レセプトのコピー、②当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記録（記載）した「交付金交付申請総括明細データ」、もしくは「交付金交付申請総括明細書」を健保連・高額医療グループに提出します。この交付を受けることによって、当組合の高額医療費の支出が軽減されることになります。
2. 共同利用する個人データ項目について 前項の「交付金交付申請総括明細データ」もしくは「交付金交付申請総括明細書」の記載項目のほか、レセプト記載データの全ての項目
3. レセプトデータを共同利用する者の範囲について （当組合）ユニプレス健康保険組合役職員（健保連）高額医療グループ職員（業務委託先）公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社
4. レセプトデータを共同利用する者の利用目的について 当組合においては、高額医療事業の申請を行うことによって、医療費の一部の交付を受けるためにレセプトデータを利用します。健保連・高額医療グループにおいては、全組合からの申請を受理するため、当該組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付を行うために利用します。また、特に高額である 1 月 1 千万円以上のレセプトについては、個人情報を除いたうえで、金額、主病名などについて公表することによって、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とします。
5. レセプトデータ等の管理責任者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者氏名

ユニプレス健康保険組合 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 4 番地 13
理事長 渡辺 正樹
管理責任者 常務理事 久保田道也

健康保険組合連合会 東京港区南青山 1-24-4
会長 宮永俊一
管理責任者 組合サポート部 部長